

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称：外来生物法、特定外来生物被害防止法、特定外来生物法、外来種被害防止法）

（平成16年法律第78号）（公布日 平成16年6月2日）（令和4年法律第68号による改正）（施行日 令和7年6月1日）

e-Gov（法）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/416AC00000000078>

e-Gov（施行令）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/417C00000000169>（令和6年7月1日施行）（令和6年政令第201号）

e-Gov（施行規則）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/417M60001200002>（令和7年9月1日施行）（令和7年農林水産省・環境省令第2号）

環境省HP：<https://www.env.go.jp/nature/intro/law/outline.html>

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡し、放出を規制する法律です。事業者に対して、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱い、国や地方自治体が行う施策に協力する責務を課しています。もともと日本国内に生息・生育していた動植物は法律の規制対象ではありませんが、市町村レベルでは国内の他の地域に生息していた動植物、いわゆる国内外来生物を含めて外来生物を指定している場合があり、これらの情報を基にして、外来生物に対応する必要があります。

<法律の骨格>

- 事業者に対しては、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努め、国や地方自治体の施策に協力することが求められています【第2条の4、第2条の5】。
- 特定外来生物【第2条】として指定される動植物は海外から日本国内に導入されるもので、いわゆる国内外来種のように元々日本国内に生息・生育していた動植物は規制の対象とはなりません。
- 特定外来生物は原則として飼養等【第4条】、輸入【第7条】、譲渡し等【第8条】、放出等【第9条】は禁止される。
- 飼養等は、飼養、栽培、保管又は運搬と定義され【第1条】、生きた状態の個体や器官が対象になる【第2条】。
- 特定外来生物のなかでも、著しく重大な被害や国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり場合は「要緊急対処特定外来生物」として指定し、拡散防止の緊急措置が行われる。ヒアリやアカカミアリを含む4種群23種とその種間交雑種が指定される。
- 実態がよく分かっていない海外起源の外来生物は「未判定外来生物」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要がある。
- アカミミガメとアメリカザリガニは2023年6月に「条件付特定外来生物【附則第5条】に指定され、飼養等は可能であるが、放出等は禁止され、違反すると罰則・罰金の対象となる。
- ブラックバスは特定外来生物に指定されている。生きたまま持ち帰ると罰則の対象になる【第4条】。キャッチアンドリリースは法律上は問題はないが、都道府県によっては条例で禁止している場合がある。

条項	条文	種類
第1条	(目的) この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。	目的

第2条第1項	<p>この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雫することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令^{解釈上の注釈1}で定めるものの個体(卵、種子その他政令^{解釈上の注釈2}で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令^{解釈上の注釈3}で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。</p> <p>(解釈上の注釈1)施行令第1条第1号で施行令別表第1を示し、外来生物の種として、2026年1月時点で、動物(133種)、植物(19種)、合計152種を指定している。さらに、第2号で、施行令別表第2を示し、交雫することにより生じた生物として、動物(10種)を指定している。</p> <p>(解釈上の注釈2)施行令第2条で、胞子と規定している。</p> <p>(解釈上の注釈3)施行令第2条で、施行令別表第3を示し、18種類の植物に関して茎・根を指定している。</p>	定義
第2条第2項	この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。	定義
第2条第3項	<p>この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令^{解釈上の注釈4}で定めるものをいう。</p> <p>(解釈上の注釈4)施行令第4条第1号で施行令別表第4を示し、外来生物の種として、2026年1月時点で、植物(4種)を指定している。さらに、第2号で、施行令別表第5を示し、交雫することにより生じた生物として、植物(4種)を指定している。</p>	定義
第2条の2 第1項	(国の責務) 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	責務 (国)
第2条の2 第2項	国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	責務 (国)
第2条の2 第3項	国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第2条の5において「民間団体」という。)による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。	責務 (国)
第2条の3 第1項	(地方公共団体の責務) 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	責務 (地方公共団体)
第2条の3 第2項	市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	責務 (市町村)
第2条の4 第1項	(事業者及び国民の責務) 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。	責務 (事業者、国民)
第2条の5 第1項	(関係者の協力) 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連	責務

	携を図りながら協力するよう努めるものとする。	
第4条	(飼養等の禁止) 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第1項 <small>解釈上の注釈5</small> の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合 二 次章 <small>解釈上の注釈6</small> の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令 <small>解釈上の注釈7</small> で定めるやむを得ない事由がある場合 (解釈上の注釈5)次条とは第5条で、その第1項は「飼養等の許可」。学術研究の目的等の場合は、主務大臣の許可を受ければ飼養等ができる。 (解釈上の注釈6)次章とは「第三章 特定外来生物の防除」の章。 (解釈上の注釈7)施行規則第2条で規定。非常災害に対する必要な応急措置や公的機関の職員が行う場合など規定。	義務 (最高で3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)
第7条	(輸入の禁止) 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第5条第1項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。	義務 (3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)
第8条	(譲渡し等の禁止) 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、第4条第1号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。	義務 (最高で3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)
第9条	(放出等の禁止) 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第1項 <small>解釈上の注釈8</small> の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合 二 次章 <small>解釈上の注釈9</small> の規定による防除に係る放出等をする場合 (解釈上の注釈8)次条とは第9条の2で、その第1項は「放出等の許可」。学術研究の目的の場合は、主務大臣の許可を受ければ放出等ができる。 (解釈上の注釈9)次章とは「第三章 特定外来生物の防除」の章。	義務 (最高で3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)
附則第5条	第2条第1項の規定に基づく政令の制定又は改正により新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、第4条及び第7条から第9条までの規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができる。	権限付与